

平成 2 3 年度

事 業 計 画 書

財団法人 福岡県交通安全協会

# 目 次

運営重点	1
<b>第 1 交通事故防止その他交通安全に関する広報・啓発事業</b>	<b>1</b>
1 広報・啓発事業の推進	2
(1) 交通安全に関する広報事業の推進	2
(2) 交通安全啓発事業の推進	3
2 交通安全教育事業の推進	10
(1) 子供の交通安全教育事業の推進	11
(2) 高齢者の交通安全教育事業の推進	12
(3) 成人に対する交通安全教育事業の推進	13
(4) 障害者に対する交通安全教育事業の推進	14
(5) 外国人に対する交通安全教育事業の推進	14
(6) 交通指導員研修会の開催	14
(7) 各種研修会等への積極的参加	14
<b>第 2 交通安全対策に関する調査及び研究事業</b>	<b>15</b>
1 福岡県の交通安全対策に関する提言活動	15
2 交通の安全と円滑を図るための調査研究事業	15
(1) 県及び県警察との連携と交通事故情報の入手	15
(2) 外部機関・団体の実施する研修会等への参加	15
(3) 交通指導員の能力の向上	15
(4) 視察等の実施	15
<b>第 3 地域及び職域における交通安全活動に関する支援事業</b>	<b>16</b>
1 地区交通安全協会への支援事業	16
(1) 交通安全教育活動及び同資器材等の支援	16
(2) 交通安全活動用各種資器材等の支援	16
2 地域交通安全活動推進委員協議会連合会への支援事業	16
3 交通安全活動に関する各種の事務局事業	17
(1) 福岡県道路使用適正化協議会事務局事業	17
(2) 福岡県安全運転管理協議会事務局事業	17
(3) 財団法人交通管理技術協会事業	18
(4) 福岡県高速道路交通安全協議会事務局事業	18
4 その他交通関係団体との連携、支援事業	19
<b>第 4 交通事故その他交通問題に関する相談事業</b>	<b>19</b>
<b>第 5 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰</b>	<b>19</b>
1 適切かつ公正な選考	19
2 福岡県交通安全県民大会における表彰の実施	20
3 九州管区表彰及び全日本表彰の積極的な上申	20

4	地区交通安全協会における表彰事務の積極的な支援	20
第6	道路交通法の規定に基づく福岡県公安委員会からの指定に伴う事業	20
1	道路使用調査事業	20
2	道路の使用等に関する照会及び相談事業	20
第7	行政機関その他交通関係団体から委託を受けた事業	21
1	福岡県公安委員会からの受託事業	21
(1)	停止処分者講習、違反者講習及び更新時講習	21
(2)	安全運転管理者等講習	21
(3)	原付講習	22
(4)	運転免許事務	22
(5)	一般競争入札への的確な対応	23
2	福岡市からの貝塚公園内交通公園施設の管理等受託事業	23
(1)	効果的な幼児等の交通安全教育の推進	23
(2)	施設等の充実	23
(3)	交通安全啓発物の充実	23
3	地区交通安全協会の入会事務代行業業	23
(1)	事業の目的	23
(2)	入会勧奨活動の強化	24
第8	車両の貸し付け及び交通安全資器材の斡旋等交通安全活動に資する事業	24
1	貸車事業	24
(1)	事業の概要	24
(2)	貸車対象者	24
(3)	貸車件数等	24
2	自動車安全運転技能講習事業	24
3	経由更新申請、代理受領・郵送事業	25
4	物資事業	25
(1)	自動写真撮影販売機の管理	25
(2)	交通安全活動用各種資器材等の斡旋	25
第9	交通に関与する者の素質向上を図るための自動車学校の経営	25
1	初心運転者等の育成事業	25
2	公安委員会委託講習及び交通安全教育センター活動等の安全教育活動	25
第10	公益法人改革に対する的確な対応	26
	平成23年度行事予定表	27

## 平成23年度事業計画

### 運営重点

「第9次福岡県交通安全計画」の初年度に当たる平成23年中における福岡県の交通事故抑止目標は、

- 死者数 160人以下
- 発生件数 4万4,000件以下

と設定されている。また、この目標の達成に向けた総合対策としては、県民一人ひとりに遵法意識を浸透させるとともに、交通事故の顕著な特徴である高齢者・飲酒運転・自転車及び交差点の事故抑止対策に加え、シートベルトの対策を重点とする基本方針が示された。

このため、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通安全の実践を促す活動を社会的使命とする当協会は、県の総合対策と緊密に連動した諸活動を効果的に推進する観点から、運営重点に、

- ① 県民の交通安全意識を高め、実践を促す交通安全事業の推進
- ② 関係機関・団体等との緊密な連携と地区交通安全協会に対する支援
- ③ 適正かつ効率的な事業活動の推進

の3点を掲げ、「安全で快適な交通社会の実現」に取り組むものである。

### 第1 交通事故防止その他交通安全に関する広報・啓発事業

当協会は、寄附行為第3条に『交通道德の高揚を図り、もって道路における交通の安全と円滑の実現に寄与する』と、その組織目的をうたい、第4条に『交通事故防止その他交通安全に関する広報啓発』と、その推進すべき事業を掲げるとともに、道路交通法の規定（第108条の31）に基づき福岡県公安委員会から「福岡県交通安全活動推進センター」の指定を受け、『交通安全に関する広報・啓発活動』等の事業を実施する。

また、県民のための公益・非営利活動として、福岡県が策定した「第9次福岡県交通安全計画」に則り、交通事故をなくす福岡県県民運動本部及び県警察が掲げる「交通事故の抑止」を目標に、[交通ルールを守る]という遵法意識を県民一人ひとりに浸透させるため、交通安全に関する広報・啓発事業の一環としての交通安全教育事業等を実施する。

## 1 広報・啓発事業の推進

### (1) 交通安全に関する広報事業の推進

交通安全新聞、日刊新聞及びテレビ・ラジオ放送等を通じて交通事故の実態や、四季の交通安全県民運動、各種交通安全キャンペーン等を県民に周知するほか、各種の交通安全に関するポスター、チラシ及びパンフレット等を作成配布する。

また、ホームページ、メールマガジン等の広報媒体を活用し、県民の交通安全思想の普及と交通道德の高揚を図る。

なお、広報活動は、「交通ルールの遵守・交通マナーの実践」を基本とし、

- ◎ 高齢者の交通事故抑止対策      ◎ 自転車の安全利用促進対策
- ◎ 交差点の交通事故抑止対策      ◎ シートベルト着用促進対策
- ◎ 飲酒運転撲滅対策（ハンドルキーパー運動の推進）

を広報重点に掲げて推進する。

#### ア 交通安全新聞の発行

○ 月刊紙（A4判4～6面4色刷）	発行部数	85万8,500部
○ 特別紙（A4判4面4色刷）	発行部数	38万7,000部
	合 計	124万5,500部

#### イ マスメディアの活用

##### (ア) ラジospott放送による広報

放送時期 ○ 全国交通安全運動期間及び交通安全県民運動の期間中  
○ 毎月の交通安全の日及び交通事故死ゼロを目指す日等

放送局 RKB、KBC、FM福岡ラジオ放送局

放送方法 5秒・20秒spott放送、実況中継放送

放送回数 計 1,100回

##### (イ) 日刊新聞紙による広報

広報時期 全国交通安全運動及び交通安全県民運動期間中、新学期等

新聞社 西日本、朝日、読売、毎日新聞、スポーツ報知

広報回数 計 15回

#### ウ ホームページ等の活用

(ア) ホームページ「財団法人福岡県交通安全協会（福岡県交通安全活動推進センター）」による交通安全広報

(イ) メールマガジン「まぐまぐ」による『ふくおか交通安全にゅーす』の発信  
県警察と共同して、『ふくおか交通安全にゅーす』に時機を得た各種の交

通安全に関する情報等を登載し、県民に提供する。

#### エ 交通安全スローガンの広報

交通安全年間スローガン（全国）の周知徹底を図るため、各部門の最優秀作品を交通安全新聞（外枠）に登載して広報する一方、大型懸垂幕3張りを作成し、協会本部会館の正面に掲出する。

なお、四季の交通安全運動期間中は、運動期間を明示した懸垂幕を掲出する。

#### オ 広報車による広報活動

広報車による街頭広報は、四季の交通安全運動期間や交通死亡事故の多発時などをとらえ、集中的、機動的に行う。

#### カ その他の広報媒体を活用した広報活動

福岡県交通遺児を支える会等他の団体・機関等が発行する機関紙（誌）等各種の広報媒体を効果的に活用し、時機を得た広報を実施する。

### (2) 交通安全啓発事業の推進

適正な交通の方法、交通事故の防止等に資する各種の交通安全啓発事業を効果的に行う。

#### ア 交通安全運動事業の推進

自動車運転者教育の一層の充実を図るとともに、広く交通安全思想の普及と交通事故の防止を目的とした各種の交通安全活動を、県民総ぐるみの運動として定着させるため、交通事故をなくす福岡県県民運動本部及び県警察並びに各種団体等と緊密に連携し、組織的かつ継続的な展開を図る。

#### (ア) 地域における交通安全に貢献する諸事業の推進

交通事故をなくす福岡県県民運動本部、県警察と共催して「四季の交通安全運動」及び「福岡県交通安全県民大会」等を実施する。

##### a 四季の交通安全運動の実施

春・秋の全国交通安全運動及び夏・年末の交通安全県民運動のいわゆる四季の交通安全運動に関しては、運動の計画段階から民間の交通団体の中核として参画し、交通事故をなくす福岡県県民運動本部及び県警察と共催して実施する。

なお、運動期は、新聞・ラジオ・ホームページ・メールマガジン等の広報媒体による広報活動を実施する一方、ポスター・チラシ等を作成配布して、県民の交通安全思想の普及と交通安全意識の高揚を図る。

また、春・秋の全国交通安全運動初日に交通安全のイベントを開催する。

○ 四季の交通安全運動期間

春の全国交通安全運動	5月11日～	5月20日(10日間)
夏の交通安全県民運動	7月10日～	7月19日(10日間)
秋の全国交通安全運動	9月21日～	9月30日(10日間)
年末の交通安全県民運動	12月11日～	12月31日(21日間)

b 福岡県交通安全県民大会の開催

開催日時 平成23年11月15日(火)

開催場所 福岡国際会議場

表彰 交通安全功労者、優良運転者、優良団体等約千人を表彰

(イ) 主な交通安全運動事業

a 交通ルールへの遵守、交通マナーの実践の推進

県下では、交通事故の死者数が年々減少しているものの、発生件数や負傷者数は微増(昨年)しており、人口比の発生率では全国ワースト上位にあることから、「交通ルールを守る」という遵法意識、「交通マナーの実践」の更なる浸透を図るため、各種の交通安全活動を通じて、積極的な啓発活動を実施する。

b 高齢者対策

県警察と共同して、シルバー・セーフティ・サポート運動の一環として「いきいき講習キャンペーン2011」を実施する。

c 飲酒運転撲滅気運の醸成

悲惨な飲酒運転事故を撲滅するため、引き続き各種の交通安全運動事業を通じて広報・啓発活動を実施する。

県警察が、毎月25日を「飲酒運転撲滅の日」(平成21年9月25日以降)と定めたことから、県民にその周知徹底を図るため、新聞・ラジオ、チラシ等による広報・啓発活動を実施する。

d ハンドルキーパー運動の推進

ハンドルキーパー運動は、5年目を迎え徐々に県民に浸透しつつあるが、平成22年中、県下では337件の飲酒運転による交通事故が発生(全国ワーストI)したことから、同運動の更なる実践を促すため、各種の広報媒体を活用した広報啓発活動を行うほか、交通事故をなくす福岡県県民運動本部及び県警察と連携して交通関係機関・団体、各種事業所、酒類提供者等と一体となった効果的なハンドルキーパー運動を展開する。

(ウ) 交通安全に関するポスター・チラシの作成・配布

a 広報重点に対する広報・啓発事業

四季の交通安全運動、交通安全の日等の広報重点に対応する各種の交通安全活動用のポスター・チラシ・パンフレット等を作成し、地区交通安全協会等を通じて広く県民に配布し、交通道德の高揚を図る。

b 「交通事故死ゼロを目指す日」の設定に伴う広報・啓発事業

政府の設定する「交通事故死ゼロを目指す日」については、本年度は5月20日及び9月30日と定め、それぞれの全国交通安全運動と連動して実施されることとなっている。

よって、同運動の周知徹底を図るため、交通事故をなくす福岡県県民運動本部及び県警察と連携してポスター・チラシ等を作成して広報・啓発活動を展開する。

(エ) 交通安全の日

毎月の交通安全の日には、新聞・ラジオ等により県民に交通安全思想の普及を図るため広報・啓発活動を実施する。

1日 交通安全の日、シートベルトの正しい着用推進の日

8日 二輪車、自転車交通安全の日

15日 高齢者交通安全の日

20日 九州交通安全の日、シートベルトの正しい着用推進の日

25日 飲酒運転撲滅の日

イ 自転車の安全利用促進事業

県警察は、自転車の交通秩序の整序化に向けた総合対策の中で、自転車利用者に対する通行ルールの周知と交通安全教育の推進を掲げ、本年の重点推進事項として「自転車利用者に対する交通安全教育の推進」を示している。

このため、当協会では、交通事故をなくす福岡県県民運動本部及び県警察、地区交通安全協会等と緊密な連携をとり、自転車の交通安全教室や交通安全子供自転車大会を開催する。

(イ) 各種大会等の開催

a 児童・生徒に対する自転車教室の開催

交通安全教育班と地区交通安全協会及び自治体等が共同して、各地の小学校・中学校・高等学校において自転車教室を開催する。

b 子供自転車大会の開催

交通安全教育は「人格や行動習性の形成期にある子供のうちから行うことが効果的である」との趣旨のもとに、児童に対して、自転車教室等による安全教育を実施している。

この自転車教室の効果を一層高めるため、自転車競技を通じて自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけさせるとともに、交通安全についての興味と関心を高めさせ、さらにはその習慣化を図るため、子供自転車地区別大会を実施し、その成績優秀チームをもって福岡県大会を実施する。

また、県大会優勝チームを全国大会に参加させる。

○ 子供自転車地区別大会

共 催 県警察

後 援 交通事故をなくす福岡県民運動本部、福岡県教育委員会、  
福岡県自転車軽自動車商協同組合

地区別	開催日時	開催場所	チーム数
筑豊地区大会	6月18日(土)	嘉穂総合体育館	20チーム
筑後地区大会	6月19日(日)	みづま総合体育館	20チーム
福岡地区大会	6月25日(土)	クロスパルこが	20チーム
北九州地区大会	6月26日(日)	折尾スポーツセンター	20チーム

○ 子供自転車福岡県大会

共 催 県警察

後 援 交通事故をなくす福岡県民運動本部、福岡県教育委員会、  
福岡県自転車軽自動車商協同組合等

開催日 平成23年7月9日(土)

開催場所 福岡県嘉麻市上西郷1, 482番地1 「嘉穂総合体育館」

参加者 地区大会の上位30チーム 120人

表彰 交通事故をなくす福岡県民運動本部長賞(知事賞)及び  
福岡県警察本部長、当協会長連名賞を授与

○ 子供自転車全国大会

主 催 全日本交通安全協会、警察庁

開催日 平成23年8月3日(水)

開催場所 東京都江東区有明「東京ビッグサイト」

参加者 1チーム 4人 (県大会優勝チーム)

c 三世代ふれあい自転車大会

親と子と高齢者の三世代が1チームとなり、地区子供自転車大会と同様のコースを巡り競技する等、ふれあいを深め、和気あいあいの中で「自転車の正しい乗り方」と「自転車利用の基本知識と技術」を習得させることを目的として実施する。

共 催 県警察

開催日 平成23年8月20日 (土)

開催場所 福岡県嘉麻市上西郷1, 482番地1 「嘉穂総合体育館」

参加者 20チーム 60人

(イ) 啓発活動

自転車の通行ルールの広報・啓発に当たっては、交通の教則・自転車の交通安全ブック等を活用し、「自転車安全利用五則」を広く普及させるほか、ポスター・チラシ等の広報紙(誌)を通じて自転車の安全利用の促進を図る。

また、自転車の事故が増加する背景には、自転車の通行ルールの不知や不遵守が主因をなしていることから、県民に対して自転車の安全利用のために必要なルールや安全知識を家族全員で考えてもらうことを目的として、テスト形式で出題する自転車の交通安全基礎知識テストを実施する。

実施期間 平成23年4月から5月末の間

賞 品 正解者に抽選で普通自転車一台2人 図書カード100人

配付方法 テスト問題は地区交通安全協会を通じて各家庭・学校等に配付

内 容 問題20問を作成し、県警察の監修を受け発行

応 募 参加者が解答用紙を当協会に提出

(ウ) 自転車安全教育指導者講習会の開催と認定証の交付

地域・学校等で自転車の交通安全指導に当たる自転車安全教育指導者の講習会を実施する。

受講者全員に修了証を交付し、自転車安全教育指導員登録を希望する受講者には、福岡県自転車安全教育推進委員会として登録し、指導員認定証及び指導員バッジを交付する。

共 催 交通事故をなくす福岡県県民運動本部、県警察

開催日 平成23年11月

開催場所 福岡市

参加者 100人

(エ) 自転車の安全利用促進強化月間における活動

自転車月間推進協議会が主催し、警察庁等が後援する「自転車月間」（5月1日から同月31日まで）に関しては、当協会発行の交通安全新聞・日刊新聞等に掲載し周知を図るとともに、ポスター・チラシにより「自転車安全利用五則」など自転車の基本的なルールについて周知徹底を図る。

特に、同期間中に小・中学校における自転車教室の開催を集中的に実施し、児童・生徒達に自転車の安全な乗り方等についての交通安全教育活動を実施する。

ウ シートベルト・チャイルドシートの着用徹底

(ア) シートベルトの着用徹底

道路交通法の一部改正により後部座席におけるシートベルトの着用が規定されたことから、各種キャンペーン等と連動させ、シートベルト着用の指導徹底を図るための啓発活動を実施する。

特に、後部座席のシートベルトの着用率については、平成20年における本県の着用率が8%と全国最低であったことから、その着用徹底を期し各種の活動を強化した結果、平成21年10月の実態調査時の着用率は37.7%に大幅アップした。更に平成22年10月の調査では38.9%にアップしたものの、運転席の着用率は96.9%と全国平均を下回っている。

よって、シートベルトの全席着用を一層促進するため、各種の広報媒体を活用した広報・啓発活動を積極的に実施する。

(イ) チャイルドシートの着用徹底

平成22年4月、JAF（日本自動車連盟）と警察庁が全国で実施したチャイルドシートの着用率調査の結果、当県の着用率は52.5%（前年比-1.7%）で、全国平均の56.8%を下回っていた。

よって、本年度も県民にチャイルドシートの着用促進を訴える

- 啓発用ポスター・チラシの作成
- 高速道路における広報・啓発活動の実施
- キャンペーン時にJAFと提携したシートベルトコンビンサーによる衝突体感

等を実施し、子供達の被害軽減対策としての運動を推進する。

また、現在行っている、チャイルドシート54個の無料貸出し制度を、さ

らに整備充実するとともに、貸与時や交通教室開催時に正しいチャイルドシートを着用方法の指導を徹底する。

#### エ 反射材の着用推進

高齢歩行者、自転車の利用者の夜間・夕暮れ時における交通事故の防止に効果的な反射材を購入し、交通安全教育班による交通教室の開催時に効果的な活用を促す一方、地区交通安全協会に配付し、警察署が実施している「明るい服装で出かけましょう！キャンペーン」や「足もとピカピカ安心運動」を助勢する。

また、効果的な反射材の普及促進を図るため、

- 反射材効果実験用テントの活用
- 交通教室における反射材視認効果実験の実施

等の取り組みを行う。

#### オ その他交通安全に関する啓発事業

##### (ア) 交通安全クイズの実施

交通安全思想の普及を図るため、当協会が発行する交通安全新聞にクロスワードクイズを掲載し、正解者に抽選で賞品を贈呈する。

実施方法 交通安全新聞特別号（年3回）に問題を掲載

当 選 数 抽選により正解者300人（1回：100人）

賞 品 500円図書カード

##### (イ) 交通安全ビデオ・DVDの整備と無料貸出しの積極化

交通安全思想の普及を図るため、各種の交通安全教育用ビデオ・DVD等を購入整備し、高齢者交通教室・自転車教室の教材とする一方、県民に無料貸出しを実施する。

保有するビデオ・DVDについては、タイトル名をホームページ上に一覧掲載し、借用希望団体、事業所等の便宜を図る。

##### (ウ) 交通安全作文コンクール最優秀作品のラジオ放送の実施

交通安全作文コンクールの最優秀作品（小学1年から中学3年生までの各学年1点計9点）については、年末の交通安全県民運動の一環として自己朗読によるラジオ放送を行う。

放 送 局 KBCラジオ

放 送 日 平成23年12月末

##### (エ) 交通事故写真パネルの整備・掲示

交通事故写真パネルを協会本部玄関に常設掲示するとともに、各種のイベ

ント時に各会場に掲示する。また、地区交通安全協会、自治体、各種企業等へ無償貸出しを行う。

(ウ) 子供用警察官制服の整備・活用

子供用警察官制服を各種イベント用として整備し、県民に対して貸出しを行う。

また、交通安全運動の各種イベント開催時にぬいぐるみなどを併せて活用し、幼児・児童の交通安全意識の高揚を図るとともに、啓発・アピール効果を高める。

(カ) 交通安全フォトコンテストの実施

対 象 制限無し

題 材 交通事故ゼロの願いを込めた交通安全に関するもの

募 集 平成23年2月～7月

審 査 平成23年8月末

審 査 員 九州写真記者協会、福岡県、県警察

表 彰 最優秀賞1点、優秀賞3点、優良賞5点、佳作10点、特別賞  
(九州写真記者協会賞) 1点

応募作品 200点

(キ) 交通安全「ふれあい広場」の開催

県警察が実施する白バイ大会開催時に県警察と共催して、交通安全「ふれあい広場」を開設し、交通安全クイズ・自転車教室・反射材の効果実験等の啓発活動を行う。

(ク) 暴走行為を許さない社会環境づくりの推進

県警察と連携して「地域ぐるみによる暴走族追放活動」を推進し、地域の暴走族情勢等を発信するほか、意見交換会等に参加する。

## 2 交通安全教育事業の推進

県警察は、平成23年中の重点推進事項として「交通実態を踏まえた交通安全活動の推進」を掲げ、その推進基盤を整備するために自治体や交通関係団体に対して自主的かつ積極的な取り組みを求めていることから、当協会においても交通安全活動の一環として地域の交通実態に対応した参加・体験型の実践的・効果的な交通安全教育事業を推進する。

教育事業に関しては、県警察、自治体、地区交通安全協会等との緊密な連携のも

と、進展する車社会に適応した行動のとれる社会人を育成するため、「交通安全教育指針」に沿った段階的かつ体系的な無料の参加・体験型の交通教室等を計画的に開催する。

特に、交通事故の約半数が発生している交差点及び交差点付近での危険性を認識させるため、多発している事故形態に着目した交通安全教育や「交通ルールを守る」という遵法意識が浸透するような交通安全教育を推進する。

#### (1) 子供の交通安全教育事業の推進

交通事故を防止するには、将来のドライバーである子供達に段階的・体系的な交通安全教育が最も重要であり、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する行動を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とした交通安全教育を実施する。

##### ア 幼児に対する交通安全教育事業の推進

幼児の交通事故を防止するには、心身の発達段階に応じて基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する行動を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能と知能を習得させることが必要であることから、交通安全教育班が派遣要請に基づき、出前方式の参加・体験型の交通教室を実施する。

##### (ア) 保育園・幼稚園における交通教室の実施

##### (イ) 貝塚交通公園における交通教室の実施

団体利用の申込みを受けた場合は、要請に基づき貝塚交通公園において交通教室を実施する。

##### (ウ) 紙芝居や交通安全グッズ等各種啓発物の購入と配布による教育・啓発活動の実施

##### イ 児童に対する交通安全教育事業の推進

小学生の交通事故を防止するには、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識と能力を高めることが必要であることから、交通安全教育班による出前式の交通教室を地区交通安全協会等と連携して実施する。

また、交通安全に関する啓発活動として、子供自転車大会等、各種の大会を開催するほか、図画作文コンクール等を実施する。併せて、県警察が実施する「一学校一安全教育」活動を助勢する。

(ア) 小学校における交通教室、自転車教室の実施

- 「自転車安全利用五則」の活用
- 自転車用ヘルメットの着用促進

(イ) 子供向け自転車運転免許証交付運動の普及・拡大

自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、自転車大会出場者に自転車運転免許証を発行する。また、地域・学校単位で行われている自転車運転免許証交付運動の促進を助成し、同運動の普及・拡大に努める。

- 地区大会出場者には初級免許証を交付
- 県大会出場者には上級免許証を交付

(ウ) 三世代ふれあい自転車大会の開催

(エ) 交通安全図画・作文コンクールの実施

対 象 福岡県内の小学校・中学校生

題 材 交通安全にちなんだもの

募 集 平成23年4月～7月

審 査 平成23年8月末

表 彰 各学年最優秀賞1点、優秀賞3点、優良賞5点、計162点

応 募 者 図画 4,300人 作文 800人

ウ 中学生に対する交通安全教育事業の推進

中学生の交通事故を防止するには、日常生活における交通安全に必要な知識とルール、特に自転車の正しい乗り方や交通のきまりとマナーを習得させるために、交通安全教育班が参加・体験型の交通教育を実施する。

- 交通教室、自転車教室の実施
- 交通安全図画・作文コンクールの実施

エ 高校生に対する交通安全教育事業の推進

高校生等青少年の交通事故を防止するには、運転免許取得前教養を実施するとともに、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車、バイク、普通自動車の初心運転者として必要なルールと知識を習得させるための交通教室を実施する。

- 交通教室（自転車教室）の実施
- 高校生二輪車サンデースクールの開催

(2) 高齢者の交通安全教育事業の推進

昨年の交通事故死者のうち、高齢者の占める割合は約49%の高率となっている。

こうした交通死亡事故を防止するためには、高齢者の事故被害をいかに抑止するかが大きな課題である。したがって、高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、交通の状況に応じ、安全に道路を通行するためのルールとマナーを習得・実践させることを目的とした、参加・体験型の安全教育等を計画的かつ継続的に実施する。

#### ア 高齢歩行者・自転車利用者に対する交通教育の充実

高齢歩行者、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの実践を図るため高齢歩行者教育システム、高齢者疑似体験セット、動体・夜間視力計等の体験型機器を活用した参加・体験型の交通教室（運転適性指導）を実施する。

- 「明るい服装で出かけましょう！キャンペーン」の推進
- 「足もとピカピカ安心運動」「ピカ・注意運動」等の反射材活用及び普及促進
- 高齢運転者標識の表示促進
- 交差点事故の危険性の認識

等の活動を実施する。

また、県警察が「ストップ・ザ・高齢者事故2011」の一環として実施する「お元気ですか？声かけローラー作戦」を助勢する。

#### イ 三世代ふれあい自転車大会の開催

#### ウ 高齢運転者対策

(ア) シルバー・セーフティ・サポート運動の一環として、高齢歩行者及び高齢運転者対策の推進（いきいき講習関係事業）

(イ) 高齢者安全運転体験教室（運転適性指導）の開催

当協会が運営する福岡県自動車学校において、高齢運転者に対して、安全運転診断、危険予知・危険回避体験及び運転適性診断等を実施して、加齢に伴う身体機能の低下が運転に及ぼす影響を理解させ、安全運転技能の向上を図る。（毎月15日・一日最大15名）

(ウ) シニアドライバーズ・スクールの実施

JAF、全日本交通安全協会等が主催するシニアドライバーズ・スクールを後援し共同で実施する。

#### (3) 成人に対する交通安全教育事業の推進

関係機関・団体と連携し、歩行者・自転車利用者の保護、チャイルドシート及びシートベルトの正しい着用の徹底、飲酒運転の撲滅等を中心とした交通安全活動を実施し、社会的責任の自覚の醸成に努める。

ア チャイルドシートの使用に関する交通安全教室の開催

イ セーフティ・トレーニング等の開催

J A F が主催する各種のセーフティ・トレーニングを共催又は後援して実施する。

ウ 二輪車安全運転大会の開催

日 時 平成23年6月5日（日）

場 所 福岡県警察福岡自動車運転免許試験場

後 援 県警察、交通事故をなくす福岡県県民運動本部、福岡県二輪車安全普及協会、福岡県軽自動車協会

参加者 100人

(4) 障害者に対する交通安全教育事業の推進

ア 聾学校・盲学校、特別支援学校等での交通安全教室の実施

イ 障害者自動車安全運転競技大会の後援・助成

(5) 外国人に対する交通安全教育事業の推進

外国人雇用企業における交通安全教室の開催

(6) 交通指導員研修会の開催

交通事故をなくす福岡県県民運動本部及び県警察等と共催して、現に県下で交通指導員として活動している各自治体及び団体に所属する交通指導員に対して、基本的交通安全活動能力等の向上を目的に指導員研修会を開催する。

開催日 平成23年3月

開催場所 福岡市

受講者 200人

(7) 各種研修会等への積極的参加

内閣府や財団法人全日本交通安全協会等が開催する

- 自転車安全教育特別指導者講習会
- 幼児、高齢者交通安全教育指導者講習会
- 交通安全指導者養成講座
- 地域交通安全活動推進委員協議会全国研修会
- 安全運転指導者中央講習会

等に積極的に参加し、担当職員的能力向上を図る。

## 第2 交通安全対策に関する調査及び研究事業

### 1 福岡県の交通安全対策に関する提言活動

福岡県は、平成18年度に「第8次福岡県交通安全計画」を策定し、平成22年までに事故発生件数を4万5,000件以下、死者数を200人以下にする数値目標を掲げ、官民一体となった各種の交通安全活動を展開した。その結果、平成22年中は事故発生数4万4,445件、死者数170人で、その目標を達成した。

また、平成23年度に「第9次福岡県交通安全計画」を策定し、平成27年までの5箇年で事故発生件数を4万件以下、死者数を120人以下とする数値目標を設定し各種の施策を推進することから、当協会も、各種の施策に参画し、民間の交通関係団体の中核として民間の視点から調査及び研究を行い、提言活動に寄与する。

### 2 交通の安全と円滑を図るための調査研究事業

#### (1) 県及び県警察との連携と交通事故情報の入手

福岡県内の交通事故発生状況を調査分析し、喫緊の課題、対策テーマを各種の広報媒体を活用し、県下全域で交通安全運動を展開している各地区交通安全協会・関係機関団体等に周知徹底させる。

また、第9次福岡県交通安全計画に沿った交通安全思想の普及啓発を図り、その全県的な活動に資するため、各種の資料を作成し提供する。

#### (2) 外部機関・団体の実施する研修会等への参加

内閣府、全日本交通安全協会、JAF等が主催する研修会・講演会などに参加して、交通安全教育、交通事故防止手法の習得に努め、職員の能力向上を図り、当協会が独自に実施している交通安全教育活動に反映させる。

#### (3) 交通指導員の能力の向上

現在の交通指導員は、交通安全活動に知見した元女性交通警察官であり、平成15年教育班設置以来、平成22年までの間に1,653回、15万5千余人の交通弱者である高齢者・幼児・児童に対して交通安全教室を実施しているが、演技式に加えて新進の機器の活用を図るほか、指導員の能力向上を図るため、教育活動に必要な各種の調査研究を行う。

#### (4) 視察等の実施

先進的な交通安全活動を実施している他都道府県等の施策や、実施しているイベントなどを視察して業務に反映させる。

### 第3 地域及び職域における交通安全活動に関する支援事業

#### 1 地区交通安全協会への支援事業

##### (1) 交通安全教育活動及び同資器材等の支援

交通安全教育班と地区交通安全協会が共同して幼児・児童・生徒及び高齢者等交通弱者を対象とし、その地域にマッチした交通安全教室、自転車教室及び高齢者教室等、段階的・体系的な交通安全教育活動を実施する。

また、各種の交通教室を実施するために必要な資器材を支援する。

##### (2) 交通安全活動用各種資器材等の支援

地区交通安全協会の各所在地における各種の交通安全活動が円滑に、かつ、県下で統一的に実施できるように、交通安全活動に必要な各種の資器材等を配付して支援する。

ア 交通安全活動に必要な各種の資器材を、地区交通安全協会の要望に応じて配付する。

イ 交通安全運動に関する広報用ポスター・チラシ・パンフレット等を作成し、地区交通安全協会の広報・啓発活動を支援する。

##### ウ 交通安全活動への助成

地区交通安全協会が効果的な施策を推進するため、交通安全活動への助成を行う。

##### エ 広報・啓発活動の支援

地区交通安全協会が、県下の各家庭回覧に供する交通安全新聞特別号を無料で提供する。また、交通安全新聞や各種の広報紙等を活用して、地区交通安全協会の活動実態を県民に紹介し、交通安全思想の普及を図るとともに、各地区交通安全協会の存在をアピールして理解を深める。

#### 2 地域交通安全活動推進委員協議会連合会への支援事業

交通安全活動推進センターの業務として、道路交通法第108条の31第2項第12号は、「地域交通安全活動推進委員協議会事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること」が明記されている。

よって、当協会は同協議会の総会の開催や地域交通安全活動推進委員全国研修会等に参加するほか、ハンドルキーパー運動や自転車教室その他の交通教室等の共同実施を図る。

また、同連合会の四季報である「推進委員だより」（2万4,000部）の発行

等を支援する。

### 3 交通安全活動に関する各種の事務局事業

#### (1) 福岡県道路使用適正化協議会事務局事業

当協議会は、道路使用に関する25団体、2,747事業所（平成22年4月現在）をもって構成されている。

なお、当協議会の役員は民間人であるが、県警察本部の交通部長が顧問、同本部交通企画課長及び交通規制課長が参与を務めている。

また、協議会の活動目的は、道路の使用に関する事項及び道路における駐車、交通の規制に関する事項についての広報・啓発活動をはじめ、道路使用許可に関する調査業務を行うほか、福岡県交通安全活動推進センターの関係機関・団体と協力して

- 道路使用指導者講習会の開催
- 道路使用現場安全点検表の作成・配付
- 事故防止標語等の入った広報啓発物の作成・配付
- 「会報」の発行・配付
- 道路使用現場における安全パトロールの実施

等を行い、道路使用の適正化を図り、交通事故の防止と安全かつ円滑な道路交通環境の確保に努める。

#### (2) 福岡県安全運転管理協議会事務局事業

当協議会は、安全運転管理者又は運行管理者を置く事業主が、事業所及び地域における交通安全意識の高揚と交通事故防止活動の促進を図るため、昭和56年に結成された任意団体である。

なお、県下6,676（平成23年1月末現在）の加入事業所で構成する本協議会の役員は民間人であるが、県警察本部の交通部長が顧問、同交通企画課長が相談役を務めている。

協議会の活動目的は、県警察の指導、助言の下、

- 安全運転管理の実践と交通安全教育の向上
- 地域に貢献する交通安全運動の推進

等を事業重点に掲げ、子供や高齢者の保護誘導など、地域に密着した交通安全の活動の推進に努める。

### (3) 財団法人交通管理技術協会事業

昭和53年に道路交通法の一部が改正され自転車の安全対策が規定された。翌54年、自転車安全対策の一環として警察庁の指導により「自転車安全整備制度」が導入され、推進母体である財団法人日本交通管理技術協会が各都道府県の交通安全協会に支所を設置した。以降、当協会は福岡県支所として活動していたが、平成22年度をもって支所指定が解除されたことから、従前当協会と同協会が取り交わした業務委託契約に基づき事業を継続して実施する。

#### ア 自転車安全整備技能検定の実施

日本交通管理技術協会等が主催する自転車安全整備士の資格試験を実施する。

主 催 日本交通管理技術協会

実施日 平成23年8月4日（木）

実施場所 北九州市小倉北区 「メディアドーム」

受験者 九州・山口一円から200人

#### イ TSマークの普及促進

自転車の安全点検整備と安全利用の普及を促進し、自転車の交通事故防止を図ることを目的として、福岡県自転車軽自動車商協同組合等と連携した「TSマーク」の普及啓発を推進する。

また、自転車の安全整備士試験に合格した従業員を雇用するスーパー等量販店や、各教育委員会・学校に対して自転車の安全整備に関する広報・啓発を実施する。

#### ウ TSマークの普及会議の開催

日 時 平成23年6月

場 所 当協会本部会館三階会議室

出席者 福岡県、福岡市、県警察、福岡県自転車軽自動車商協同組合、非組合量販店

### (4) 福岡県高速道路交通安全協議会事務局事業

昭和58年、高速道路における交通安全意識の普及高揚を図り、もって交通事故の防止その他交通の安全と円滑の実現に寄与することを目的として、会員数350団体・事業所により設立された福岡県高速道路交通安全協議会の事務局として発足時から活動をしている。

本年度も高速道路における各種の交通安全に関する広報・啓発活動を実施するとともに、季刊紙「ハイウェイ福岡」を発刊するほか、全国交通安全運動期には、

高速道路サービス・エリア等においてキャンペーン活動を実施する。

特に、県警察の高速道路交通警察隊と連携して、全座席のシートベルト着用運動、落下物防止運動を積極的に展開する。

#### 4 その他交通関係団体との連携、支援事業

当協会は、民間の交通安全団体の中核として、J A F（社団法人日本自動車連盟）、社団法人福岡県指定自動車学校協会等と連携し、四季の交通安全運動をはじめ各種の交通安全運動を実施するほか、社団法人福岡県バス協会・社団法人福岡県トラック協会・社団法人福岡県タクシー協会等がそれぞれ実施する年末等の無事故運動実施結果の優秀事業所に対し、当協会長名の表彰状を授与する。

また、社団法人福岡県交通遺児を支える会、社団法人交通安全母の会、財団法人福岡県障害者自動車連合会等の活動を支援する。

#### 第4 交通事故その他交通問題に関する相談事業

交通事故相談は、福岡県交通安全活動推進センターの重要業務であることから、当協会安全課に交通事故相談所を設置し、3名の相談員を配置して関係機関と緊密な連携を図りつつ、相談者の立場に立った損害賠償関係・示談関係・保険請求等の交通事故に伴う諸問題の面接又は電話による相談業務を実施する。

交通事故相談活動の広報については、当協会ホームページに交通事故相談欄を設ける一方、「福岡県犯罪被害者支援の手引き」にも相談活動を掲載し、広く県民に広報する。

また、全日本交通安全協会等が開催する交通事故相談員研修会等に参加し、相談員の能力向上を図る。

#### 第5 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰

県民の交通安全意識の一層の高揚を図る公益目的の事業として、多年にわたり交通安全に尽力し、功績のあった交通安全功労者、優良安全運転管理者、優良運転者及び交通安全優良団体等に対する定例表彰を計画的に推進する。

##### 1 適切かつ公正な選考

被表彰者の資格要件や選考方法等を交通安全新聞等を利用して広報するほか、地区交通安全協会に対する表彰の上申指導等を徹底するなどにより、表彰候補者の適切な選考と公正性の確保を図る。

平成22年度表彰総数 752人・57団体（前年比－10人・－6団体）

## 2 福岡県交通安全県民大会における表彰の実施

被表彰者及び被表彰団体については、広く県民に交通安全意識の普及・徹底を図るため、県、交通事故をなくす福岡県県民運動本部及び県警察と連携して開催する福岡県交通安全県民大会において、多くの県民を顕彰する形で効果的な表彰を実施する。

平成23年度県民大会予定 11月15日（火）

## 3 九州管区表彰及び全日本表彰の積極的な上申

交通安全に関する功績を重ね、より功労度合いの高い表彰候補者については、地区交通安全協会との連携を密にし、さらに上位の九州管区連名表彰及び全日本交通安全栄誉章の積極的な表彰上申を行う。

## 4 地区交通安全協会における表彰事務の積極的な支援

警察署長・地区交通安全協会長連名表彰及び地区交通安全協会長表彰の表彰状及び副賞として付与するステッカー（標章）等を斡旋するなどして、地区交通安全協会の表彰事務を積極的に支援する。

# 第6 道路交通法の規定に基づく福岡県公安委員会からの指定に伴う事業

## 1 道路使用調査事業

道路交通法の規定（第108条の31第1項）により、福岡県公安委員会から福岡県交通安全活動推進センターとして指定を受け、警察署長が行う道路使用許可のうち、1号許可（工事・作業）、2号許可（工作物設置）について許可条件の履行状況及び原状回復状況を調査報告し、道路使用許可により発生する各種交通障害の緩和又は除去を図り、交通の安全と円滑に寄与するものである。

○ 平成22年度調査委託実績 3万8,720件

## 2 道路の使用等に関する照会及び相談事業

道路使用許可の手続きや工事、安全保安対策などに関する照会、質問や道路使用に伴う苦情などを受理し、これに対する適切な指導、助言を行う。

なお、本件調査には、道路使用調査に関する高度な知識が必要であるので、県警

察本部交通規制課の指導、助言を受けて適切に事業を推進する。

## 第7 行政機関その他交通関係団体から委託を受けた事業

### 1 福岡県公安委員会からの受託事業

#### (1) 停止処分者講習、違反者講習及び更新時講習

##### ア 講習の目的

停止処分者講習及び違反者講習は、交通事故を起こしたり、交通違反を犯したりした運転者の危険性を改善することを目的とする。

また、更新時講習は安全運転に必要な知識の再認識と新しい知識を補充し、運転者資質の向上を図るものである。

##### イ 講習体制の強化

受講者は、停止処分者講習1万2,761人、違反者講習7,422人、更新時講習57万2,547人（平成23年1月末現在）に及んでいる。

なお、講習体制は、必要な資格を取得した指導員の充実を図る。

##### ウ 講習技術及び内容の向上

講習技術及び内容の充実を図るため、県警察本部運転免許試験課の指導、助言を受けるとともに

- ・ 九州各県更新時講習・停止処分者講習指導員研修会への参加
- ・ 全体講習指導員研修会や講習指導員新任養成教養終了時の効果測定（講習実演）
- ・ 各センターでのミニ研修会の開催
- ・ 講習用資機材の充実・整備

等の施策を積極的に実施し、講習技術及び内容の向上を図り、受講者に分かりやすく心に残る講習を実施する。

なお、停止処分者講習については、適正に確認行為（考査）を行う。

#### (2) 安全運転管理者等講習

##### ア 講習の目的

道路交通法で定めた資格を有する県内の安全運転管理者等を対象に、自動車の管理者に必要なデータや資料の提供、学識経験者、警察署交通課長等による専門的かつ広範な運転者・自動車・車の運行の管理方法等の講習を行い、交通安全に寄与するものである。

#### イ 講習の対象者

講習対象者は、安全運転管理者、副安全運転管理者1万5,976人（H23.2末現在）である。

なお、同管理者等の傘下に係る運転者数は23万3,017人、車両台数は17万6,857台に及んでいる。

#### ウ 講習回数等

本講習は、県警察本部交通企画課の指導、助言の下、警察署・地区安全運転管理協議会と連携し、道路網・交通量・交通事故実態等、県内各地域の交通事情及び受講者の利便性等を考慮し、75回計画している。

### (3) 原付講習

#### ア 講習の目的

原付講習は、道路交通法で定める原付免許受験者、いわゆる不特定の初心者を対象とした実技講習である。このため、原付車の安全運転に必要な専門的技能と知識を有し、かつ、一定の運転指導実務経験等の資格を有する指導員により、基本操作や応用走行などきめ細かな指導を行い、二輪車の交通事故防止と交通安全意識の啓発に寄与するものである。

#### イ 講習の対象者

講習対象者は、原付免許受験者で学科試験の合格者及び不合格者が対象であり、受講者は約9,950人を予測している。

#### ウ 講習回数等

本講習は、県警察本部運転免許試験課の指導、助言の下、県内4箇所自動車運転免許試験場において、原則として毎週一回実施する。

なお、例年、春・夏休み期間等の繁忙月は、急増する受講者の利便性に配慮し、通常の2～4倍の開催を予定している。

### (4) 運転免許事務

#### ア 事務の目的

免許証の更新通知、免許証の作成・交付等の運転免許事務は、年間70万人以上の更新者に係る事務であり、県下4運転免許試験場等において行われている公安委員会の運転免許行政の円滑、かつ、適正な推進に寄与するものである。

#### イ 迅速・適正な事務の推進

受託している運転免許事務は、対象事務の中にあつて、県民の交通安全思想の普及徹底に配慮した親切な対応が要求されることから、県警察本部運転免許

試験課の指導、助言のもと、迅速・適正な業務の推進に努める。

また、平成21年10月開設された「渡辺通優良運転者免許更新センター」での免許証更新事務を適正に実施するなど、運転者の利便性にも配慮した事務処理を行う。

(5) 一般競争入札への的確な対応

本年度から、受託業務の一般競争入札が本格化していることから、より一層、適正かつ効率的な業務管理を推進することにより、一般競争入札への的確な対応に努める。

## 2 福岡市からの貝塚公園内交通公園施設の管理等受託事業

当協会は、昭和48年以来、福岡市から貝塚公園内交通公園施設の管理運営を受託し、同公園において子供の交通安全教育事業を実施している。

(1) 効果的な幼児等の交通安全教育の推進

幼児や児童に対して、ゴーカートや三輪車等の遊具、信号機・横断歩道等の施設を利用して、楽しみながら交通ルールや安全知識が習得できるように、効果的な交通安全教育を推進する。

また、公園利用の拡大を図るため当協会のホームページや交通安全新聞等により施設利用の広報活動を実施する。

(2) 施設等の充実

事業委託者である福岡市に対して、効果的な交通安全教育事業が実施されるように信号機などの整備充実を要望する。

なお、指導員に各種の研修会を受講させ、指導能力の向上を図る一方、教育内容を充実させ交通公園利用者の増大を図る。

(3) 交通安全啓発物の充実

交通公園における交通教室開催時に子供達に交通安全グッズ等を提供し、交通安全に関心を抱かせ、交通安全思想の普及を図る。

## 3 地区交通安全協会の入会事務代行事業

(1) 事業の目的

地区交通安全協会の基盤を強化し、地域における交通安全活動を活性化するため、県内4箇所の運転免許試験場及び渡辺通優良運転者免許更新センターにおいて各地区交通安全協会への入会事務を当協会が代行している。

入会費は、入会者住所地の地区交通安全協会に送付し、各地区交通安全協会が実施する交通安全活動の原資となっている。

## (2) 入会勧奨活動の強化

交通安全協会への加入向上方策として導入した交通安全協会協賛店制度（平成17年10月1日）について、制度の拡充やサービス内容の向上を求める会員の要望に応えるため、大分県交通安全協会と協賛店の共同利用（平成22年4月1日）を図り、利用範囲の拡大に努めているほか、

- ・ 指定自動車学校訪問による入会者確保の協力依頼
- ・ 全体講習指導員研修会を開催し、指導員の入会勧奨技術の向上
- ・ 広報用CD、ポスター、チラシの作成や各種広報紙への登載等、あらゆる機会を捉えて積極的な入会勧奨活動を実施する。

## 第8 車両の貸し付け及び交通安全資器材の斡旋等交通安全活動に資する事業

### 1 貸車事業

#### (1) 事業の概要

本事業は、道路交通法で定める不特定多数の運転免許実技試験受験者を対象に試験車を貸し出し、一定の費用を受験者から徴収しているものである。

#### (2) 貸車対象者

貸車対象者は、道路交通法で運転免許取得時に実技試験が義務づけられている大型免許から普通二輪（小型）免許の実技受験者であり、貸車車両は全車種に及んでいる。

#### (3) 貸車件数等

貸車は、県警察本部運転免許試験課の指導、助言の下、県内の4自動車運転免許試験場で行っており、年間の貸車件数は、2万1,000件を予測している。

### 2 自動車安全運転技能講習事業

本事業は、ペーパードライバー等に対し、安全運転の技能を習得させ、交通事故の防止を図るため、筑豊自動車運転免許試験場において毎週日曜日（又は土曜日）に技能講習事業（試験場コース開放）を実施しているものである。しかしながら、近年、受講者が減少傾向にあることから当協会のホームページ等で利用者拡大の広報を行う。

○ 平成21年度受講者数 10人

- 平成22年度受講者数（平成23年2月末現在） 16人

### 3 経路更新申請、代理受領・郵送事業

免許更新者の利便性を図るため、住所地以外で更新申請の受理、免許証の代理受領及び郵送事務を行う、いわゆる経路更新申請受理事業を行っているが、本事業の推進に当たっては、全国の交通安全協会との連携を密にして、円滑・適正な業務に努める。

- 平成21年度 508人
- 平成22年度（平成22年12月末現在） 316人

### 4 物資事業

#### (1) 自動写真撮影販売機の管理

新規運転免許受験者等の利便を図るため、県内4箇所の運転免許試験場に設置している自動写真撮影販売機10機の適正な管理に努める。

#### (2) 交通安全活動用各種資器材等の斡旋

県民の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体等に交通安全活動用の啓発資器材を斡旋する。

## 第9 交通に関与する者の素質向上を図るための自動車学校の経営

### 1 初心運転者等の育成事業

安全運転行動のとれる初心運転者を育成するために、指導員研修の効果的实施等絶えざる研さんに努め、学科・技能ともに質の高い教習を実施するとともに、入校・卒業時における訓育等により模範運転者としてのしつけ教育を行う。

初心運転者の交通事故防止のための実効ある各種施策を講じ、初心運転者事故率の低減を図る。

### 2 公安委員会委託講習及び交通安全教育センター活動等の安全教育活動

取消処分者講習、初心運転者講習等の公安委員会委託講習を適正かつ効果的に実施する。

地域における交通安全教育センターとして

- 毎月の高齢者交通安全体験教室
- 春の交通安全運動期間中における青少年を対象としたイベント

○ 秋の交通安全運動期間中における高齢者を対象としたイベント等を開催し、地域における交通モラル・マナーの向上に努める。

公益法人が設置した教習所として、身体障害者の積極的な受入れ、支援を行う。

#### 第10 公益法人改革に伴う移行準備作業の推進

県の公益認定等審議会事務局に対する積極的な相談・質疑を行うとともに、コンサルタント契約を結んでいる公認会計士事務所との連携を密にして、

- 移行申請書の作成
- 定款変更案の作成
- 最初の評議員選定委員会規則案の作成及び同規則の主務官庁（県警察交通企画課）に対する認可申請
- 理事会運営規則、評議員会運営規則等新法人への移行に必要な新規関係規程案の作成

等の移行準備作業を鋭意推進する。